

プラスチック・フィッシング事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、プラスチック・フィッシング事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、プラスチックごみが国際的な課題となっていることを鑑み、海や河川、湖沼でのアクティビティを楽しまれる方が、プラスチックをはじめとするごみ清掃を行い、ごみの排出抑制やリサイクルに対する意識の向上を図ることを目的に、プラスチック・フィッシング事業を企画・実施する事業者に対して交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。
 - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、その年度の10月末日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
 - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴わない変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(補助金の支払い)

第8条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支出実績額に対応する補助金を補助事業者に支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は補助事業者から様式第5号及び様式第6号により補助事業にかかる経費について支出実績額の確定前の補助金の概算払（以下「概算払」という。）を請求されたときは、その内容を審査し、適切と認められる場合は、交付決定の範囲内で補助事業者が申請する額を支払うことができるものとする。なお、概算払は同一補助事業者に対して会計年度に複数回行うことができるものとする。
- 3 知事は、第2項の規定による概算払を受けた補助事業者について、補助対象経費が適正に支出されていると認められ、概算払額と実績額との間に過不足がある場合は、補助金の過払額の返還の請求又は不足額の支払いを行うものとする。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するために処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	<p>プラスチックごみ問題の解消に向けて取り組む次の事業。ただし、(1)、(2)の事業を併せて実施するものに限る。</p> <p>(1)海や河川、湖沼で実施するプラスチック・フィッシングツアーの企画・開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が、カヤック、SUP（スタンドアップパドルボード）、サーフィン等の体験事業や観光遊覧船の運航にあたり、ごみ拾いを含む企画を立案し、実施するもの。 ・ただし、体験・乗船料金を通常料金の2分の1の額で提供すること。なお、料金が6,000円以上の場合は、3,000円を割り引いて提供すること。 <p>(2)プラスチック・フィッシングツアーの情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック・フィッシングツアーの様子を撮影（写真・動画）し、SNS等に掲載し情報発信するもの。 ・SNS等に掲載した写真及び動画は、求めに応じて県に提供すること。 ・撮影した写真及び動画は、SNS等への掲載及び県が開催する写真・動画展（※）において展示される可能性があることについて、体験者等にあらかじめ了解を得ること。 <p>※県に提供いただいた写真・動画は、展示用に補正した上で、不特定多数の方が訪れる場所（公共施設、ショッピングモール等）で、写真・動画展を開催する予定。</p>
2 事業実施主体	<p>プラスチック・フィッシングツアーを企画・実施する事業者 （法人格の有無を問わない。）</p>
3 補助対象経費	<p>プラスチック・フィッシングツアー参加者の体験料金</p>
4 補助率	<p>参加者1人当たり料金の1/2 ただし、参加者1人当たりの上限額を3,000円とする。</p>
5 限度額	<p>1,500千円</p>

（参考）1人当たりの体験料と補助額の算定についての積算例

体験メニュー例	1人当たり 基本料金 (A)	$(A) \times 1/2$	1人当たり 補助金額 (B)	企画における 1人当たり料金 (A)-(B)
シーカヤック（大人）	6,600円	3,300円	3,000円	3,600円
シーカヤック（小人）	4,400円	2,200円	2,200円	2,200円

年度プラスチック・フィッシング事業補助金事業計画（報告）書

1 申請者の概要	名称																																		
	代表者職・氏名																																		
	郵便番号																																		
	所在地																																		
	担当者																																		
	担当者連絡先	電話																																	
		電子メール																																	
申請者の概要 ○主な活動内容 ○会員数 等																																			
2 消費税の取扱	<input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者																																		
3 他の補助金の活用の有無	<input type="checkbox"/> 同種の補助金等の利用（予定を含む）はない																																		
4 事業の内容	<p>(1)海や河川、湖沼で実施するプラスチック・フィッシングツアーの企画・開催 以下のプラスチックフィッシングツアーを実施する。</p> <p>【事業実施期間】令和 年 月 日から令和 年 月 日まで実施</p> <p>【事業実施回数（予定）】 年間 回</p> <p>【ツアー実施（予定）】 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体験メニュー</th> <th>1人当たり基本料金 (A)</th> <th>1人当たり補助金額 (B) ((A) × 1/2) ※上限3,000円</th> <th>参加人数 (C)</th> <th>予算（決算）額 (A) × (C)</th> <th>県補助金額 (B) × (C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(例) シーカヤック（大人）</td> <td>6,600</td> <td>3,000</td> <td>100人</td> <td>660,000</td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※パンフレットなど1人当たりの基本料金（割引前）がわかる資料を添付すること。 ※別途、上記事項を記載した一覧（任意様式）をご提出いただいても結構です。その場合は、上記表の記載は不要です。</p> <p>【ツアー内容】 ※実績報告時は、採取したごみの量を記載してください。（目測で構いません（45L ○袋分 等）） ※採取したごみ及びツアーの様子の写真を添付してください。</p>					体験メニュー	1人当たり基本料金 (A)	1人当たり補助金額 (B) ((A) × 1/2) ※上限3,000円	参加人数 (C)	予算（決算）額 (A) × (C)	県補助金額 (B) × (C)	(例) シーカヤック（大人）	6,600	3,000	100人	660,000	300,000				人						人			合計	—	—	人		
体験メニュー	1人当たり基本料金 (A)	1人当たり補助金額 (B) ((A) × 1/2) ※上限3,000円	参加人数 (C)	予算（決算）額 (A) × (C)	県補助金額 (B) × (C)																														
(例) シーカヤック（大人）	6,600	3,000	100人	660,000	300,000																														
			人																																
			人																																
合計	—	—	人																																

	<p>(2)プラスチック・フィッシングツアーの情報発信</p> <p>(1) のプラスチック・フィッシングツアーについて情報発信を行う。</p> <p>【発信媒体（予定）】</p> <p><input type="checkbox"/>ホームページ</p> <p><input type="checkbox"/>SNS</p> <p><input type="checkbox"/>Facebook <input type="checkbox"/>Instagram <input type="checkbox"/>Twitter <input type="checkbox"/>その他（ _____ ）</p> <p><input type="checkbox"/>その他（ _____ ）</p> <p>【発信内容（予定）】</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(参考) 提出書類

交付申請時	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 交付申請書（規則様式第1号（第5条関係）） ➤ 事業計画書（様式第1号（第4、7条関係）） ➤ 収支予算書（様式第2号（第4、7条関係）） ➤ 会則等、活動実態がわかる資料 ➤ 体験・乗船料金の通常料金がわかる資料（参加者に提示する説明書、パンフレット 等）
概算払請求時	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 概算払請求書（様式第5号（第8条関係）） ➤ 概算払請求内訳書（様式第6号（第8条関係）） ➤ 口座振込依頼書 ➤ 実施したツアー内容の詳細がわかる資料（参加者に提示する説明書、パンフレット 等）※交付申請時に提出済のものは不要 ➤ 参加者から徴収した体験・乗船料金がわかる資料（本ツアーの収入に係る帳簿の写し 等） ➤ 参加人数がわかる資料（参加者名簿の写し 等） ➤ 撮影した写真及び動画のデータ（採取したごみの写真を含む）
実績報告時	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 実績報告書（規則様式第3号（第17条関係）） ➤ 事業報告書（様式第1号（第4、7条関係）） ➤ 収支決算書（様式第2号（第4、7条関係）） ➤ 体験・乗船料金の通常料金がわかる資料（参加者に提示する説明書、パンフレット 等）※交付申請時、概算払請求時に提出済のものは不要 ➤ 実施したツアー内容の詳細がわかる資料（参加者に提示する説明書、パンフレット 等）※交付申請時、概算払請求時に提出済のものは不要 ➤ 参加者から徴収した体験・乗船料金がわかる資料（本ツアーの収入に係る帳簿の写し 等）※概算払請求時に提出済の場合は不要 ➤ 参加人数がわかる資料（参加者名簿 等）※概算払請求時に提出済の場合は不要 ➤ 撮影した写真及び動画のデータ（採取したごみの写真を含む）※概算払請求時に提出済の場合は不要 ➤ 口座振込依頼書 ※概算払請求時に提出済の場合は不要

様式第2号（第4、7条関係）

年度プラスチック・フィッシング事業補助金事業収支予算（決算）書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	予算（決算）額	内訳（資金調達先等）
県補助金		
自己財源		—
その他		
合 計		

2 支出の部 (単位：円)

	予算（決算）額	県補助金額	摘要
【補助対象経費】			<input type="checkbox"/> 事業計画（報告）書第4欄「事業の内容」のとおり <input type="checkbox"/> 別添経費明細書のとおり
小計①			—
【補助対象外経費】			<input type="checkbox"/> 別添経費明細書のとおり
小計②			—
合計			—

(注) 摘要欄には、算定根拠等を記載することとし、別途に事業計画（報告）書第4欄に記載する場合は「事業計画（報告）書第4欄「事業の内容」のとおり」、別途に明細書を添付する場合は「別添経費明細書のとおり」としてもよい。

様

職 氏 名

年度プラスチック・フィッシング事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった 年度プラスチック・フィッシング事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額等について、プラスチック・フィッシング事業補助金交付要綱（令和 年 月 日付第号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 交付規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

職 氏 名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けたプラスチック・フィッシング事業補助金に係る消費税及び地方消費税について、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく額の確定額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（返還相当額）
金 円

※ 添付書類

2の金額の積算の内訳書等

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
 名 称
 代表者職
 代表者氏名

年度プラスチック・フィッシング事業補助金概算払請求書（ 月分）

年 月 日付けで申請した（交付決定された）プラスチック・フィッシング事業補助金について、プラスチック・フィッシング事業補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

補助申請額	円
既概算払額	円
今回概算払希望額	円
概算払を希望する理由	

添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 概算払請求書（様式第5号（第8条関係）） ➤ 概算払請求内訳書（様式第6号（第8条関係）） ➤ 口座振込依頼書 ➤ 実施したツアー内容の詳細がわかる資料（参加者に提示する説明書、パンフレット 等）※交付申請時に提出済のものは不要 ➤ 参加者から徴収した体験・乗船料金がわかる資料（本ツアーの収入に係る帳簿の写し 等） ➤ 参加人数がわかる資料（参加者名簿の写し 等） ➤ 撮影した写真及び動画のデータ（採取したごみの写真を含む）
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

